

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律要綱

第一 練習射撃場の制度の拡充

一 空気銃に係る練習射撃場の制度の新設

空気銃に係る練習射撃場の制度を新設し、当該練習射撃場において、空気銃の所持の許可を受けた者、年少射撃資格者等が射撃練習を行うことができることとする。（第九条の九及び第九条の十関係）

二 年少射撃資格者が練習射撃場において射撃練習を行う場合の措置

練習射撃場を管理する者は、年少射撃資格者が当該練習射撃場において空気銃の射撃練習を行おうとするときは、その指導を行う者を、練習射撃指導員のうちから指名しなければならないこととする。（

第九条の十一関係）

第二 年少射撃資格者の年齢の要件の緩和

一 年少射撃資格者の下限年齢の引下げ

年少射撃資格者の下限年齢を十四歳から十歳に引き下げることとする。（第九条の十三関係）

二 年少射撃資格の認定の失効年齢の引上げ

年少射撃資格の認定の失効年齢を十八歳から十九歳に引き上げることとする。（第九条の十五関係）

第三 その他の規定の整備

災害により猟銃を亡失した者等について、猟銃の許可の基準の特例を定めることとする。（第五条の

二関係）

第四 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、第三及び二については、公布の日から施行することとする。

二 経過措置

東日本大震災等の災害により第三の施行の日前に猟銃を亡失した者等について、ライフル銃の許可の基準の特例を定めることとする。